

ASEAN+3 緊急米備蓄（APTERR）について

ASEAN Plus Three Emergency Rice Reserve (APTERR)

1. 目的

- 東アジア地域（ASEAN10 各国※、日本、中国及び韓国）における食料安全保障の強化と貧困の撲滅を目的とし、大規模災害等の緊急時に備えるもの。

※ インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー及びラオスの 10 か国。

2. 枠組み

- APTERR は、現物備蓄（又は現金備蓄）と申告備蓄から構成され、APTERR 協定の加盟国は、一定量の申告（イヤマーク）を行う。

・現物備蓄

緊急時の初期対応として放出（迅速な対応として現金備蓄による放出も活用）。備蓄期間経過後の残量は貧困緩和に活用。

・申告備蓄

加盟国が保有する在庫のうち、緊急時に放出可能として申告された数量を放出。

3. 経緯

- 2002 年 10 月 ASEAN+3 農林大臣会合「東アジア緊急米備蓄 (EAERR) パイロット・プロジェクト」の開始を承認
- 2004 年 3 月 ～ 2010 年 2 月 パイロット・プロジェクトの実施
- 2012 年 7 月 APTERR 協定発効
- 2016 年 8 月 国際機関として法人格を取得

4. 組織

- 事務局：タイ（バンコク）に設置
- 事務局長：Dr. Choomjet Karnjanakesorn タイ（2022 年 5 月就任）
- 理事会：年 1 回開催
- 作業部会：年 1～2 回開催

5. 我が国の貢献

- ①我が国政府米を活用した現物備蓄事業、②我が国の拠出金を活用した現金備蓄事業を通じて、災害対策（台風、洪水等）や貧困緩和対策を実施。

【現在までの実績】

- ① 現物備蓄事業〔我が国政府米等を活用〕計 8,371 トン（協定発効以降 6,312 トン）
- ② 現金備蓄事業〔現地にてコメ調達〕計 2,067 トン（協定発効以降 1,540 トン）

- アプター協定発効後の支援は以下のとおり。

対象国	実施年月（備蓄放出要因）
フィリピン	2013 年 10 月（台風）、2015 年 3 月（台風）、2016 年 5 月（台風）、2018 年 1 月（避難民）、2019 年 9 月（台風）、2020 年 10 月（火山噴火）、2021 年 10 月（新型コロナ）、2022 年 3 月（台風）、2023 年 7 月（火山噴火）、2023 年 11 月（持ち帰り支援）、2024 年 9 月（干ばつ）
ラオス	2013 年 10 月（干ばつ）、2014 年 1 月（洪水）、2018 年 3 月（洪水）、2022 年 12 月（洪水・地滑り）、2024 年 10 月（台風）、
カンボジア	2016 年 8 月（干ばつ）、2016 年 10 月（貧困対策）、2021 年 3 月（洪水・干ばつ）、2021 年 4 月（新型コロナウイルス感染拡大）、2023 年 5 月（洪水・地滑り）2023 年 10 月（洪水）
ミャンマー	2018 年 2 月（地滑り・避難民）、2018 年 8 月（洪水）、2020 年 3 月（避難民）、2020 年 11 月（新型コロナウイルス感染拡大）、2023 年 1 月（貧困対策等）2023 年 7 月（サイクロン）

※ 実施年月は備蓄米の被災者への引渡年月。

※ 上記の他、下記の事業が進行中（2024 年 10 月 11 日現在）。

・フィリピン：現物備蓄（加工米 2 トン（配備手続き中））

・ラオス：現物備蓄（精米 120 トン）

- 2018 年、我が国とフィリピンの間で、申告備蓄（Tier1）事業の実施に係る協力覚書に署名（1 万トン）。2021 年に同覚書の期間を延長し、本年（2024 年）10 月 11 日、同協定を再度延長する改訂覚書に署名。